



Ⅲ 意向調査（アンケート）の実施方法

実施方針に基づき経営管理集積計画などを定める場合は、その対象森林の森林所有者に、経営管理の意向に関する調査を行います。

法による経営管理意向調査の規定の内容

〈法〉

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

〈法施行規則〉

第三条 法第五条の規定による経営管理意向調査は、次に掲げる事項について、書面により行うものとする。

- 一 当該集積計画対象森林についての経営管理の現状
- 二 当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し
- 三 その他参考となるべき事項

意向調査は、下記に記載した事項について意向調査票により実施します。

記載事項	記載内容（例）
1 当該集積計画対象森林についての経営管理の現状	・ 対象森林における現在の管理や手入れの状況 ・ 対象森林においてこれまで行ってきた施業の内容
2 当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し	・ 対象森林における今後の経営管理の見通し ➤ 経営管理を自ら行う ➤ 自ら委託先を探して行う ➤ 市町村に管理を委託する ➤ 市町村を通じて森林組合等に管理を委託する
3 その他参考となるべき事項	・ 意向調査の対象者が、対象森林の所有者であることの確認 ・ 境界の状況等必要に応じて設定

(1) 意向調査の流れ

実施方針に基づき、経営管理意向調査をスタートします。

- ① 意向調査を進めるにあたり、森林所有者に対して、森林経営管理制度の趣旨や概要を伝えるための説明会を開催することにより、意向調査の回収率が向上します。
- ② 説明会を終えた後、“意向調査票”を森林所有者に郵送します。
- ③ 森林所有者からの回答期間は、1ヶ月程度を確保します。
- ④ あて所不明で未到達となった場合は、所有者不明森林の探索を行います。（対応は後回しでも可能ですが林地台帳の修正を忘れずに！）
- ⑤ 森林所有者から回答が戻ってきたら、その内容を確認し、対応を検討していきます。

意向調査実施業務内容一覧

項目	作業	チェック
意向調査の準備 (以降の事務は 毎年度実施)	・当該年度の意向調査実施区域の決定	
	・意向調査対象森林の現況調査（必要に応じて。航空写真利用でも可） （未整備人工林か否か、林況は森林簿と合致しているか）	
	・森林簿と異なっている場合、森林簿情報の修正報告をする	
	・意向調査対象森林の決定	
	・意向調査対象森林の森林所有者の特定（林地台帳、登記情報、課税情報等）	
	・組合員名簿の活用（森林組合に意向調査を委託する場合）	
	・意向調査先の森林所有者のリスト化（住所・氏名・電話番号等）	
	・意向調査を外部委託する場合は、個人情報取扱規程の整備	
	・意向調査表の内容の検討及び決定	
	・森林（土地）の寄附の申出に対する対応の決定	
説明会の実施 (開催する場合)	・区長等への事前説明・会場確保	
	・参集範囲の検討・決定（意向調査対象者のみにするかどうか）	
	・想定問答集の作成	
	・説明資料の作成	
	・開催案内	
	・説明会運営	
	・意向調査アンケートの配布（出席者のみ。返信用封筒も）	
	・意向調査対象森林の森林所有者以外の出席者への対応	
	・意向調査対象森林以外で申出があった場合の対応	

項目	作業	チェック
意向調査	・実施方法の検討（郵送か、訪問か）	
意向調査の実施 （郵送の場合）	※実施方法の検討 ・意向調査の実施方法の検討（直営か、外部委託か） ・意向調査の実施期間の検討（回答期限等） ・意向調査の同封資料の検討 調査実施の依頼文（市町村長名） 意向調査の趣旨（リーフレットの同封を検討） 意向調査（アンケート）用紙 対象森林の位置図、森林情報、航空写真、現況写真 返信用封筒（料金後納郵便） ・想定問答集の作成 ※調査の実施 ・意向調査の外部委託契約 ・意向調査の実施（郵送） 市町村名の発送封筒使用 上記資料を同封の上、発送 ※ポイント ・郵送は趣旨が伝わりにくいため、当初は問い合わせが多いと考えられる。 ・住所不明の場合は返送される（未回答と不明の判断基準（追跡調査者の発生）） ・必要により現地案内 ・未回答者への督促（郵送は説明会や個別訪問に比較し、回答率が低いと考えられる。電話による請求が必要となる確率が高い。）	
意向調査の実施 （訪問の場合）	※意向調査の外部委託契約までは郵送の場合と同じ ・地区（常会）長への事前周知 ・意向調査の実施（訪問） 予め訪問の日時をお知らせする。 訪問先により訪問者を選任（訪問者により構えられる。） 戸別訪問では、その場での記入、後ほど回収、郵送にて回答でもよいことを伝える。返送いただく場合は、返信用封筒を渡す。	

項目	作業	チェック
意向調査の実施 (訪問の場合)	※ポイント	
	・直接依頼・回収により回収率 100%とすることが可能になるが、一方で、時間がかかり、効率的ではない。	
	・訪問調査は市町村職員向き（委託は不向き）	
意向調査表の 回収・整理	・意向調査結果の整理、リスト化、集計	
	・森林経営管理制度移行森林のリスト化、図化	
	・申出による森林を含めるかどうかの検討	
	・未回収者、住所不明者の整理、リスト化	
	・所有者情報や意向調査結果を林地台帳へ反映 (県システムは意向調査結果等の登録機能を R1 追加済。県システム以外 はシステム改修必要)	
	・「市町村への寄附を希望」との回答の場合は、市町村が寄附を受けるかを 判断する。(当該アンケート項目のある場合)	
	※ポイント	
	・未回答者に対する督促、回収は市町村職員が必須	

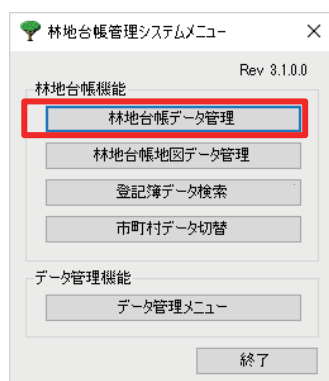


(2) 林地台帳管理システム（県システム）—所有者情報の出力方法について

長野県が作成し、市町村に提供した林地台帳システムを使用した森林所有者の拾い出し作業の方法を示します。

なお、市町村の独自システムを使用している場合は、開発業者に拾い出し方法を確認してください。

- ① 林地台帳システムを起動し林地台帳管理システムメニューを開き、「林地台帳データ管理」をクリックします。



- ② 管理検索画面が立ち上がります。市町村、林班、小班等、検索条件をプルダウンで選択し「検索開始」をクリックします。

③ 検索結果が表示されます。

④ 「林地台帳一覧出力」を押します。下記の画面が立ち上がりますので、下記の手順で出力を行ってください。

フォルダ検索を押下し、ファイルを出力したいフォルダを選択してください。

印刷対象を「選択行のみ」にします。(※すべて印刷する場合はすべてに変更してください)

出力項目指定は「情報提供」とします。

別表出力は必要なものを適宜チェックしてください。

「出力開始」を押します。

- ⑤ エクセルで出力されますので意向調査の対象外である県有林、市町村有林、墓地、公衆用道路、用水路等を削除して意向調査のリストを作成。

林地台帳一覧

所在地				登記簿上の所有権者				登記簿上以外の所有権者				森林の土地が権利に属する年度等の関係			
所在地	地番	種別	面積 (㎡)	林分種	所有権者	住所	取得 年月日	所有権者	住所	取得 年月日	取得事由	所有権 取得年月日	所有権 取得事由	所有権 取得年月日	所有権 取得事由
埼玉県東武野		山	0.011	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	0.040	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		山	0.000	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		山	0.000	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	0.077	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	0.040	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		山	0.040	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	0.017	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		山	0.009	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	0.001	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	1.166	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	1.167	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		公衆用道路	0.115	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		雑木林	4.041	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		山	0.701	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		山	0.719	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		公衆用道路	0.000	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野		山	0.000	雑木林			平成18年1月1日								
埼玉県東武野			0.000	雑木林			平成18年1月1日								

(3) 森林所有者意向調査の外部委託積算例

市町村が森林経営管理法に基づき実施する意向調査に係る事務を外部委託する場合の積算例を示すものです。

(1) 基本的な考え方

- 市町村が行う事務の負担軽減を目指し、外部委託が可能なレベルを最大限考慮し積算。
- できるだけ作業を細分化して積算し、各市町村が実情に合わせて加除し運用ができるように組み立てる。
- 調査の性質上、調査者や回答送付先は市町村が望ましいため封筒等の全ての名称が市町村となるような仕様とする。
- 一般的な事務のアウトソーシングとし、所有者不明森林の探索や林業技術的な判断が必要な作業については積算しないこととする。(必要な場合は別途見積りにより積算)

(2) 仕様書の作成

〈委託業務の作業の流れ〉

①事前準備

市町村の作業

- 調査対象者、森林の所在場所の林地台帳による抽出
- 対象となる森林簿の抽出
- 調査協力依頼状、調査票、説明資料（チラシ）の内容案作成
- 送信、返信用封筒の用意

②受託者への資料等受渡し

受託者の作業

- 調査企画、検討
- 調査依頼状、調査票、説明資料の作成
- 調査票等の印刷
- 封筒準備、封緘作業

③市町村への郵送前封筒の納入

市町村の作業

- 郵送
- 返信封筒の回収整理



④受託者への返信封筒受渡し

受託者の作業

- 調査票の点検
- データ入力
- 調査集計表の作成
- 報告書の作成

⑤市町村への成果の納入

市町村の作業

- 林地台帳への結果の入力

機密保持については、市町村により条例などの扱いが異なる場合が想定されるので、一般的に必要なことのみを記載する。

(3) 積算及び見積り

意向調査対象人数によって変動する内容については、実施の段階で変更しやすい単位とした。

県内で類似の調査を行っている（一社）長野県世論調査協会からの見積を参考に作成した仕様書に沿って積算を行った。

（一社）長野県世論調査協会
〒380-0836 長野市南県町 680-5
電話：026-233-3616

(4) 積算例の運用方法

- 発注する業務の内容について仕様書の項目を適宜追加・削除してください。
- 発注する対象森林の所有者数に置き換えてください。
- 積算単価等は一般的なものとしています。
- 事前に発注予定者に相談、仮見積などにより補正してください。
- データ整理、入力は結果によって数値が変動します。なお、変更設計、変更契約の取扱いについて事前に決定しましょう。

〇〇村森林経営管理意向調査業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 年度〇〇村森林経営管理意向調査業務委託

委託者＝市町村

受託者＝受託業者

2 委託業務場所

〇〇村内

3 委託業務の目的

森林経営管理法に基づく経営管理集積計画を作成するため、森林所有者の経営方針を確認し、その基礎資料とする。

4 履行期間

契約締結日の翌日～令和 年 月 日まで

5 業務内容

森林所有者の森林の経営方針を確認する調査の実施及び整理

(1) 調査対象者

調査対象者及び森林の所在場所の抽出は委託者が林地台帳を用いて行う。

(2) 調査票

調査票の内容は林野庁が示す模範例に沿うこととし、当該地の樹種・林齢は受託者が森林簿などにより調査し記載する。

調査票の作成は受託者が行い、事前に文面について委託者と協議をする。

(3) 調査協力依頼状及び説明資料

調査票とは別に作成し、事前に内容について委託者と協議をする。

(4) 調査票の送付・回収

調査票依頼状、説明資料、調査票の印刷は全て受託者が行う。

送信用封筒及び返信用封筒は委託者が準備する。

宛名ラベルは受託者が作成し、封筒への貼り付け及び封緘作業をする。

完成した封筒は委託者へ納入し、委託者が発送する。

返信先は〇〇村とし、返信された封筒は受託者へ送付する。

(5) 集計・分析

回答内容を確認し、エクセルを用いて集計すること。

自由記載された内容がある場合は、各項目に関連付けて、要約することなく入力すること。

(6) 調査結果の報告

調査結果は印刷及びデータを収録した CD-R1 枚で納入すること。

調査結果と併せて調査票を返却すること。

作業の途中でであっても、委託者が求めた場合にはその時点の結果を報告すること。

7 業務内容の保持

調査に関する全てにおいて、委託者の承諾なしに他人に公表、貸与してはならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務を開始するまでに個人情報保護法に基づく個人情報を適正に管理することを文書で定めた管理規定を作成し提出すること。また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

9 資料等の貸与及び返還

業務の遂行において必要となる資料は貸与する。また、貸与された資料は、必要が無くなった場合は直ちに返還するものとする。

10 入札書に記載する金額

入札書には総額を記載する。ただし記載する金額は税抜きとする。

11 その他

本仕様書に定めるものの他、必要事項が生じた場合はその都度協議し決定する。

〇〇村森林経営管理意向調査業務 委託料積算書

項 目	内 容	単 価	数量	単位	金 額	備 考
1 調査企画・設計						
調査企画・設計	調査企画検討、調査設計検討	20,000	1	式	20,000	
調査票等作成	調査依頼	42,000	1	式	42,000	
調査票等作成	調査票	14,000	1	式	14,000	
調査票等作成	チラシ	14,000	1	式	14,000	
集計表作成	エクセル表	50,000	1	式	50,000	
業務打合せ	事前、途中、完成	20,000	3	回	60,000	
2 印刷、投函準備						
調査票等の印刷						
調査依頼	A4 両面・白黒	10	1,000	組	10,000	調査依頼裏面は個人ごとに作成
調査票	A4 両面・色つき紙使用・白黒	15	1,000	組	15,000	調査票は個人ごとに作成
チラシ	A4 両面・白黒	10	1,000	枚	10,000	
宛名ラベル	宛名ラベル購入、送信宛名印刷	8	1,000	組	8,000	
返信用封筒	返信宛名印刷	5	1,000	枚	5,000	返送先は〇〇村
宛名ラベル貼付け	送信用封筒宛名ラベル貼付け	12	1,000	枚	12,000	
調査票等封入 封緘	調査票等確認、封入、封緘	30	1,000	組	30,000	調査票と封筒宛名の照合含む
3 集計・分析						
データ整理	調査票点検、データ入力、内容確認	50	600	通	30,000	返送率 60%と仮定
報告書作成	入力内容の点検、結果の印刷、CDR 作成	100,000	1	式	100,000	
4 業務管理費	通信費、交通費、その他雑費、一般管理費	42,000	1	式	42,000	直接費の 10%
業務価格					462,000	
消費税相当額					46,200	業務価格の 10%相当額
合計					508,200	

所有山林に関する意向調査

こちらは〇〇町役場△課です。

〇〇町では、現在、町内の山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）を適切に管理していくため、平成30年に新たに制定された「森林経営管理法」に基づいて、町内に山林を有する所有者の皆様の今後の所有山林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、町による経営管理権の設定などについて検討していくことにしています。

今回、□□地区の所有者の皆様を対象に、意向調査を実施することといたしました。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名及び連絡先のご記入をお願いします。

住 所	
氏 名	
日中連絡が取れる電話番号	

〇〇町□□地区では地籍調査が行われていないため、所有山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について伺います。

問1 あなたの所有する山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について立木の所有界はわかりますか？（土地の境界ではありません。）

あてはまる番号に○をつけてお答えください。

①全ての山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界はわかる。

（問2へ）

②一部については、わかると思う。（問2へ）

③まったくわからない。

③とお答えになった方は以上で質問は終わります。

（問1で①又は②とお答えになった方）

問2 あなたの所有する山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界を立会いしていただくことはできますか？

①現地での立会いはできる。（問3へ）

②山を歩くことはできないが、遠くからはわかると思う。（問3へ）

③立会いはできない。

（問1で①又は②とお答えになった方）…裏面へ続きます。

問3 現在の所有山林の管理や手入れの状況について

あなたが所有している山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ①日常的な管理（見回り）や整備（間伐などの施業）も自分でやっている。
- ②日常的な管理（見回り）の一部や整備（間伐などの施業）を他の人または団体に委託している。
- ③特に管理も整備もしていない。
- ④その他（ ）

問4 あなたが所有している山林について過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？

分かる範囲でお答えください。

- ①整備をした（内容（わかる範囲）： （例：△年○月に間伐））
- ②整備をしていない
- ③わからない
- ④その他（ ）

◎ 平成30年5月に制定された「森林経営管理法」では、所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、所有者の方と町が相談して今後の山林管理の方針を定めたうえで、所有者の方が町に経営や管理を委託できることとする。（「経営管理権」を設定する）ことができる法律です。（山林の所有権は引き続き所有者の方がお持ちします。）

経営管理権が設定された山林について、町は自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する（「経営管理実施権」を設定する）ことになります。

お持ちの山林を定められたルールにのっとり、利益の一部が所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）

この制度の利用をご検討の方は、次の問5で④を選択してください。

問5 お持ちの山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか？

- ①自分で経営や管理をしていきたい。
- ②自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先： ）
- ③既に他社に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： ）
- ④町に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤その他（ ）

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

* 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において町に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、町が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。

管理番号

登記簿上の所有者の住所氏名

住所		
氏名		様

◎始めにアンケートの記入者の住所、氏名、連絡先の記入をお願いいたします。

住 所	
氏 名	
連絡先（電話番号）	

※上記の個人情報については、森林経営管理制度以外には使用いたしません。

所有森林に関するアンケート調査【回答用紙】

本調査は皆さんが所有されている森林（スギ・カラマツ等の人工林）の管理状況等を調査し、本年度から施行された「森林経営管理法」による森林経営管理制度の運用のための事前調査です。ご協力をお願いいたします。

記入についてのお願い

問いは問1から問5までで、別紙の所有森林（人工林）一覧表の森林について、選択肢から該当するものを選んで○をつけて下さい。

問1 森林の所有について、あてはまるものを選んでください。

- ①自分が所有している。※代納者である場合を含む。
- ②一部所有している。
- ③自分が所有していない。

※問1で②又は③と回答された方で

所有者がわかればその所有者名を記入して下さい。

()

(裏面へ続く)

問2 森林について、場所（所在）を知っていますか。あてはまるものを選んでください。

- ①知っている。
- ②おおむね知っている。
- ③一部知っている。
- ④知らない。

問3 森林において、どのような管理をされていますか。あてはまるものを選んでください。

- ②過去に森林の手入れをしている。(わかる範囲で記入して下さい。)

手入れの内容 間伐・枝打ち・その他 ()

問4 今後、森林を所有・管理していく上で、困っていることは何ですか。(複数回答可)

- ①山林からの収入がない。
- ②山林の境界が分からない。
- ③自分は森林のことをわかっているが後継者が知らない。
- ④山林を引き継ぐ後継者がいない。
- ⑤その他 ※下記に具体的な内容を記載してください。

問5 お持ちの森林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

- ①自分で経営や管理をしたい。
- ②自分で委託先を探し、経営や管理をしたい。
- ③市を通して林業事業体等への経営や管理をお願いしたい。もしくは検討したい。
(森林の所有権は移転しません。)
- ④その他
(

◎アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

◎お願い

このアンケート用紙を封筒に入れて、令和〇年〇〇月〇〇日までに投函してください。
切手は不要です。

別紙（見本）

住所	〇〇市△△町□丁目2番3号
氏名	〇〇 〇〇

管理番号	R01-01-1234
------	-------------

所有森林（人工林）一覧表

（この表は「登記簿」及び「林地台帳」並びに「航空写真」等をもとに所有している森林から人工林を抽出し、作成しています。）

No.	住 所	登記地目	面積（㎡）
1	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	123
2	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	500
3	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	10200
4	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	253
5	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	1025
6	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	280

森林所有者への意向調査（アンケート用紙）

下記について、ご回答願います。（森林所有者（ご本人）からご回答いただけない場合は、相続者等の代理の方でも構いません。ご不明な点等ありましたら問い合わせ先までご連絡ください。

また、アンケートの実施期間中に、地元説明会を開催します。その際に個別相談も承りますので是非ご参加ください。（事前の申込は不要です。）

1. 所有する森林の経営・管理状況について、該当するものに☑をつけて下さい

- ☐ 森林の経営・管理を自らおこなっている。
- ☐ 森林の経営・管理を森林組合等の業者に委託している。
- ☐ 森林の経営・管理がほとんどできていない。

※ 『森林の経営・管理』とは丸太を販売した収入から立木の伐採や丸太の運搬経費等を差引いて利益を得ること・定期的に森林を見守る等のこと。

2. 所有する森林の整備状況について、該当するものに☑をつけて下さい。

- ☐ 10 年間の間に一度は森林の整備をおこなっている。
- ☐ 10 年以上の間、森林の整備をおこなっていない。
- ☐ 森林の整備をおこなっているかどうかわからない。

※ 『森林の整備』とは、森林の守り育てるために、間伐等によって人為的に森の手入れをすること。

→ 裏面にも質問があります。ご回答ください。

3. ○○市では、市内の森林を守り、育てていくために、新たに制定されました「森林経営管理法」に基づいて、必要な手続きを行うことで、森林所有者の代わりに市が選定した林業経営体に森林の経営・管理を任せられるようになりました。

所有する森林の経営・管理を『今後』 どうか、該当するものに☑をつけて下さい。

☐ 森林の経営・管理を○○市に託したい。

☐ 森林の経営・管理をどうか、まずは説明会に参加してみたい。

☐ 森林の経営・管理は自力で行う、又は業者に任せるので○○市には頼らない。

※ 森林の経営・管理を市に委託することによって、個人の所有権を侵害するようなことはありません。

森林所有者の意向や管理状況を取りまとめた結果を踏まえ、所有する森林を○○市に託すことが適当かどうかを判定します。

この結果につきましては、対象者全ての森林所有者の皆様へ、郵送等によりお知らせしますので、連絡先等を必ずご記入ください。

記入者住所	〒
記入者氏名	(森林所有者) (代理回答者)
連絡先 (電話番号)	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に封入し、郵送にて送付をお願いします。